



日 薬 業 発 第 3 0 2 号
平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

都道府県薬剤師会会長様

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

「かかりつけ薬剤師指導料」等に係る施設基準（研修認定に関する届出要件）
における JPALS 利用者の「研修認定薬剤師」取得について

平素より生涯学習の推進、JPALS の普及につきまして種々ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 4 月 1 日より「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」が施設基準として新設され、届出要件の 1 つとして「薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること」が設けられました（但し、2017 年 3 月 31 日までは経過措置あり）。

JPALS はこの「研修認定制度等」には該当しませんが、一定の要件を満たしている JPALS 利用者は、日本薬剤師研修センター（以下、「センター」）に申請することで「研修認定制度等」に該当する「研修認定薬剤師」を取得できるようになったことは、平成 28 年 6 月 14 日付、日薬業発第 118 号にて既報の通りです。

この程、センターホームページにて申請に関する案内、メールによる受付が始まりました。取得を希望する JPALS 利用者は、JPALS の「日本薬剤師会からのお知らせ」や、日本薬剤師会雑誌 12 月号 43 頁（別紙）にて申請要件等の詳細を確認の上、要件に該当する場合は、センターホームページに掲載されている「JPALS 利用者にかかる研修認定薬剤師新規申請要領」に沿って、センターにメールで直接申請する必要があります（申請期限：2017 年 2 月 15 日（水））。従来の研修手帳を利用した研修認定薬剤師新規申請方法とは異なり、都道府県薬剤師研修協議会での事務は発生しません。JPALS 利用者から申請書類が届いた場合は、センターへのメールでの申請をご案内ください。

なお、認定証を取得済みの CL レベル 5 の利用者へは、11 月 11 日～12 日にかけて JPALS 事務局よりメールを送信済みです。CL レベル 3、4 の利用者へも適宜案内してまいります。

また、センターでの申請受付期限が 2 月 15 日に設定されたのは、地方厚生局への届出を考慮し、3 月 31 日までに希望者全員が「研修認定薬剤師」の認定証を取得できるようにするための対応と聞いております。「研修認定薬剤師」と JPALS の CL レベル 4 以上の連携は、この度の施設基準の新設に係る申請に限ったものではなく、「JPALS 利用者にかかる研修認定薬剤師新規申請要領」に準じて今後も永続的に行われる措置となりますので、このことについても追って利用者に案内してまいります。

都道府県薬剤師会におかれましても利用者からの問い合わせへのご対応について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

担当事務局：

日本薬剤師会業務部 学術業務課 坂田、安倍、新井

E-mail : gaku@nichiyaku.or.jp